千曲市
DX 推進計画

令和６年度 ～ 令和８年度

令和６年９月

千曲市

目次

第１章　計画の策定にあたって 1
１.１　DX の推進でより良い千曲市を目指す 1
１.２　計画策定の背景と目的 2
１.３　計画の位置づけ 2
１.４　計画期間 2
第２章　計画の策定の背景 3
２.１　社会の動向 3
２.２　国の動向 7
２.２.（１）デジタル庁の設置 7
２.２.（２）自治体 DX 推進計画・自治体 DX 推進手順書 8
２.２.（３）デジタル社会の実現に向けた重点計画 9
２.３　前計画の評価と検証 10
２.３.（１）前計画の評価 10
２.３.（２）基本目標別の具体的な検証 13
第３章　基本方針・目標 15
３.１　基本方針 15
３.２　基本目標 15
第４章　DX 推進の作業手順 17
４.１　課題解決に向けた具体的作業手順 17
４.２　ICT の導入検討にあたっての注意点 18
４.３　実施計画策定と進捗管理 18
第５章　各基本目標における主な施策 20
基本目標１　市民目線・利用者目線の人に優しい DX 20
施策①　行政手続きのオンライン化 21

施策②　窓口改革 22
施策③　マイナンバーカードの利活用推進 23
施策④　デジタルデバイド*対策 24
基本目標２　地域の発展に向けた情報発信手段の多様化と官民連携によるまちづくり ... 25
施策⑤　多様な主体による地域課題の解決 26
施策⑥　オープンデータの活用 27
基本目標３　行政の業務効率化と働き方改革 28
施策⑦　情報システムの標準化・共通化 29
施策⑧　BPR の取り組みの推進 30
施策⑨　AI・RPA の利用促進 31
施策⑩　テレワークの推進 32
基本目標４　安全・安心な情報基盤の確立 33
施策⑪　情報システムの最適な利活用の推進 34
施策⑫　セキュリティ対策の徹底 35
施策⑬　デジタル人材の育成 36
用語集 37

※本文中（*）を付した単語は、文書の最後に用語解説を記載しています。

第１章　計画の策定にあたって

１.１　DX の推進でより良い千曲市を目指す

この計画の名称にも入っている「DX*」（デジタル・トランスフォーメーション）とは、一般には「人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」と定義されています。デジタル技術を使って、社会やビジネスを変化（トランスフォーム）させることで、働き方や学び方、生活の便利さを向上させることができます。

千曲市における DX の推進にあたり、市民サービスの向上と行政の効率化、さらに地域の活性化にも取り組むことが重要です。日々の生活の中から問題点を見つけたり、行政業務のプロセスを効率化させるための課題把握を進めたりするには、アナログな作業を繰り返して問題の本質を見極めることが前提となります。そのうえで、必要に応じてデジタル技術を取り入れて、行政手続きの煩雑さや時間の浪費を解消していきます。また、オンラインでの手続きや情報提供の強化に加えて、各政策にデジタルを活用することで、市民が必要な情報をスムーズに入手できる環境を整えるとともに、地域産業の生産性向上につなげていきます。これにより、行政の透明性と信頼性を高め、市民参加や地域の活性化に寄与することを目指します。そのため、「千曲市 DX 推進計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

【図１－１】デジタル化の段階

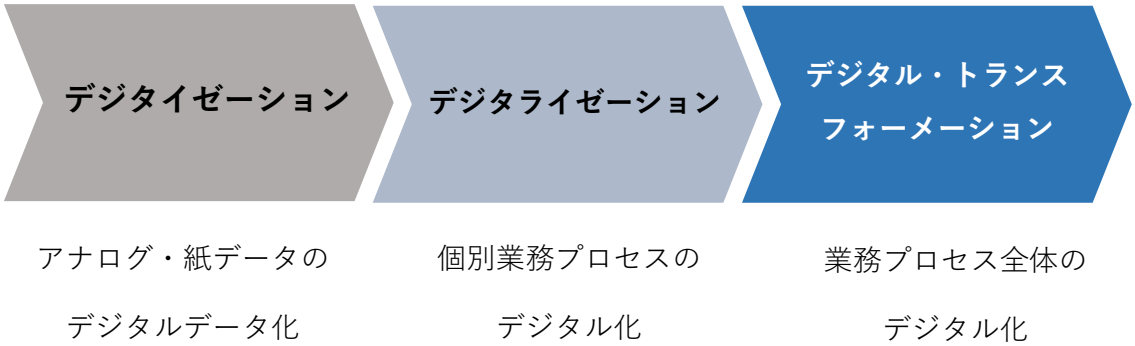

１.２　計画策定の背景と目的

現在、社会においては、市民のニーズや行政の業務が多様化、高度化している一方で、人口減少や高齢化により、行政サービスの提供における効率化と質の向上、さらには持続可能な地域づくりが求められています。

こうした背景の中、デジタル技術の活用により、行政の業務プロセスを効率化し、職員の負担を軽減することで業務時間の節約や人的リソースの有効活用を行い、市民の利便性や満足度を向上させ、地域産業の活性化を含む持続可能な地域の発展に貢献することを本市が DX に取り組む目的とします。

１.３　計画の位置づけ

本市では、令和 4（2022）年度から開始した「第三次千曲市総合計画」において「人をてらす　人をはぐくむ　人がつながる　月の都　～文化伝承創造都市・千曲～」を、千曲市の将来像として市政を進めることとしています。

本計画は、「千曲市総合計画」を最上位計画とし、千曲市の将来像の実現に向けて、DX を進めるための基本的な方向性と実施すべき施策を明らかにした計画です。

また、平成 28（2016）年 12 月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」第 9 条第 3 項に基づき、市町村の努力義務として策定する、区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。

１.４　計画期間

計画期間は令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。ただし、社会情勢の変化や技術革新の動向により、見直しの必要が生じた場合には、計画期間内であっても改訂します。また、個別施策についてさらに長い期間を設定することが必要な場合は、当該期間を計画期間とします。

第２章　計画の策定の背景

２.１　社会の動向

タブレットやスマートフォンをはじめとしたモバイル端末の普及や、それらを活用したサービスの提供など、デジタル化が急速に進展しており、社会情勢に様々な影響を与えています（図２－１）。これらは世の中において必要不可欠なインフラとなり、社会・経済活動を送る上で重要な基盤となっています。

【図２－１】主な通信機器の保有状況（世帯）

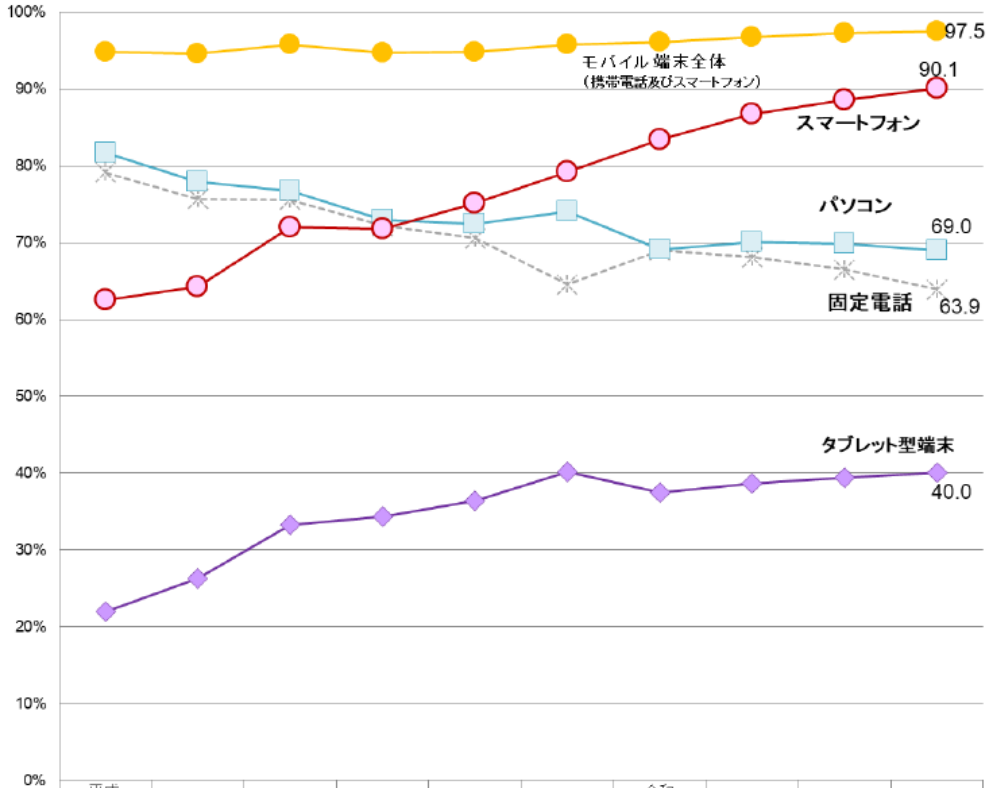

	平成25年 (n=15,599)	26年 (n=16,529)	27年 (n=14,765)	28年 (n=17,040)	29年 (n=16,117)	30年 (n=16,255)	令和元年 (n=15,410)	2年 (n=17,345)	3年 (n=17,365)	4年 (n=15,968)
固定電話	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1	66.5	63.9
パソコン	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1	69.8	69.0
スマートフォン	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8	88.6	90.1
モバイル端末全体	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8	97.3	97.5
タブレット型端末	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7	39.4	40.0

（複数回答）

（注）当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。
「モバイル端末全体」の令和２年以前はPHSを含む。

出典：総務省『令和４年度通信利用動向調査』

「令和 4 年度通信利用動向調査」（総務省）によると、スマートフォンを保有している世帯の割合は平成 29（2017）年にパソコン、固定電話を保有している世帯を上回り、その後も堅調に割合が伸び、令和 4（2022）年には 90.1％となりました。

年齢階層別の個人のモバイル端末の保有状況では、スマートフォンの保有率が 30～39 歳では 94.3％、70～79 歳においても 60.6％となっており、年代を問わず高い普及率となっています（図２－２）。

【図２－２】年齢階層別モバイル端末の保有状況（令和 4 年）

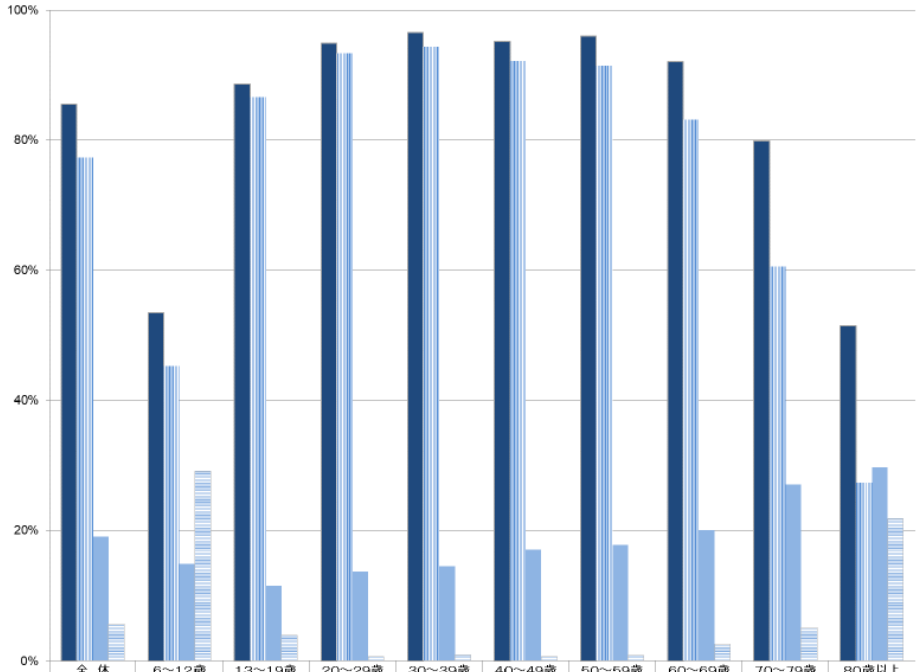

	全 体 (n=39,577)	6～12歳 (n=2,336)	13～19歳 (n=2,290)	20～29歳 (n=2,719)	30～39歳 (n=3,966)	40～49歳 (n=5,333)	50～59歳 (n=5,780)	60～69歳 (n=6,878)	70～79歳 (n=6,630)	80歳以上 (n=3,645)
モバイル端末（携帯電話、スマートフォンのうち1種類以上）	85.6	53.5	88.6	94.9	96.5	95.2	95.9	92.1	79.9	51.5
スマートフォン	77.3	45.3	86.6	93.4	94.3	92.2	91.4	83.2	60.6	27.3
携帯電話（スマートフォンを除く）	19.0	14.9	11.5	13.7	14.5	17.0	17.7	20.1	27.0	29.7
いずれも保有していない	5.6	29.1	3.9	0.7	1.0	0.7	0.9	2.5	5.1	21.9

出典：総務省「令和 4 年度通信利用動向調査」

こうした中で、令和 2（2020）年から急速に広まった新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、テレワーク*やオンライン教育等が普及し、これまでオンライン化があまり進まなかった領域においても、デジタル技術の重要性が一層増大することとなりました（図２－３）。

【図２－３】テレワークの導入状況（企業）

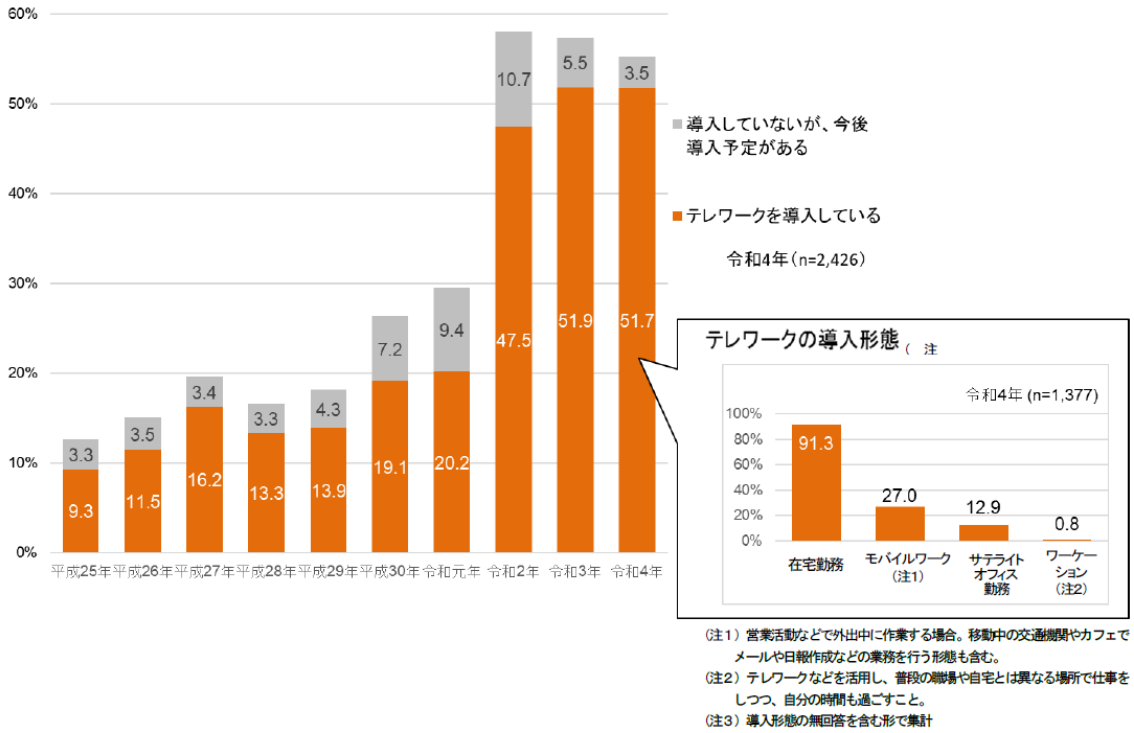

出典：総務省「令和４年度通信利用動向調査」

スマートフォンを中心としたデジタル機器の普及が進む一方で、個人情報の漏えいなど、インターネットの安全な利用に対する懸念などが浮き彫りになっています。

【図２－４】インターネット利用上の不安の有無

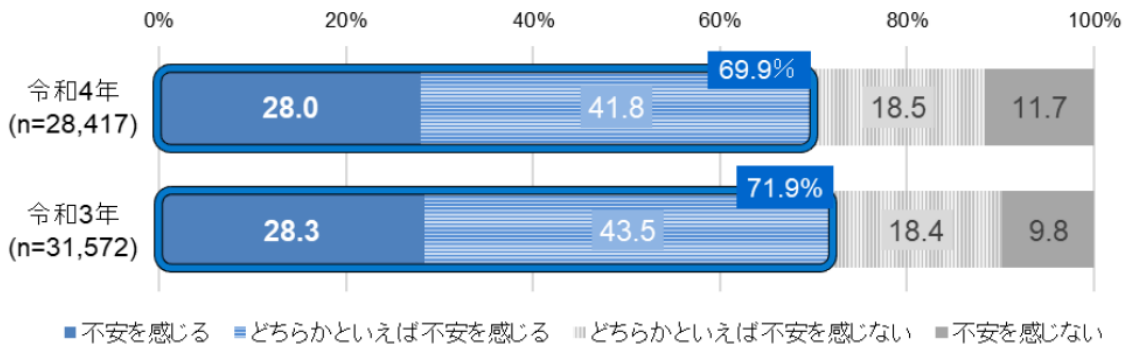

出典：総務省「令和４年度通信利用動向調査」

【図２－５】インターネット利用で感じる不安の内容（複数回答）

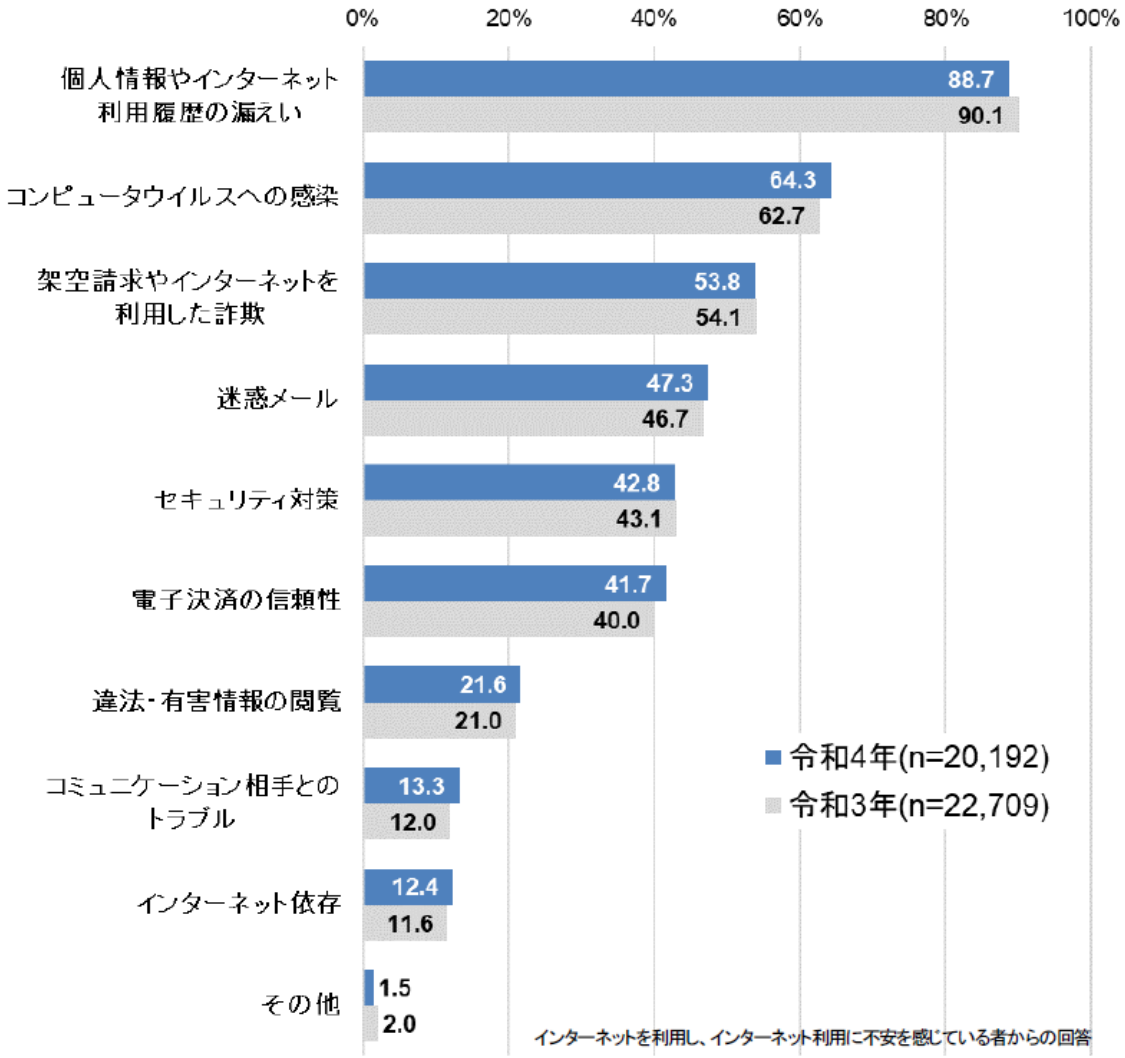

出典：総務省「令和４年度通信利用動向調査」

インターネットを利用している個人のうち、インターネットを利用していて「不安を感じる」または「どちらかと言えば不安を感じる」と回答した方の割合は 69.9％と高く（図２－４）、感じている不安の内容は、「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」の割合が 88.7％と最も高くなっています（図２－５）。

今後は、セキュリティや個人情報保護の課題にも対処しながら、デジタル化が社会全体に浸透していくことが求められています。

2.2　国の動向

2.2.（1）デジタル庁の設置

国は令和 2（2020）年 12 月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定しました（図２－６）。この基本方針では、デジタル改革が目指す社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられました。この基本方針を踏まえ、令和 3（2021）年 5 月、デジタル社会の基本理念等を定めた「デジタル社会形成基本法」をはじめとするデジタル改革関連法*が成立し、同年 9 月にはデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新しい司令塔としてデジタル庁が設置されました。

【図２－６】デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

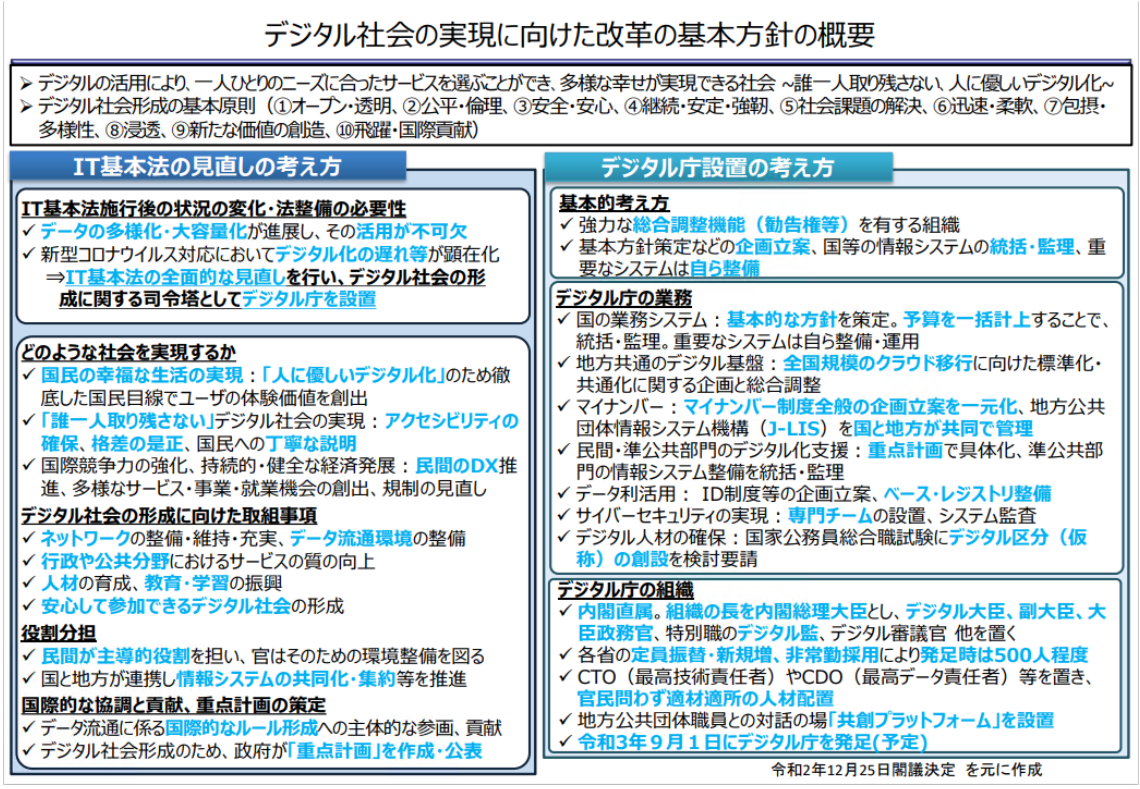

出典：総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000754669.pdf）

デジタル庁の役割として、デジタル活用推進にかかる総合調整やマイナンバー制度全般の企画立案を行い、マイナンバーカード*の普及を強力に推進すること、またデジタル人材の確保とサイバーセキュリティの実現等に取り組むことが期待されています。

２.２.（２）自治体 DX 推進計画・自治体 DX 推進手順書

国は令和 2（2020）年 12 月、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関連省庁による支援策等を取りまとめた「自治体 DX 推進計画」（以下、「推進計画」とする。）を策定しました。

また令和 3（2021）年 7 月には、自治体が着実に DX に取り組めるよう、DX 推進において想定される一連の手順（DX の認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DX の取組みの実行）や、自治体情報システムの標準化・共通化、自治体の行政手続のオンライン化に係る標準的な手順等についてまとめた「自治体 DX 推進手順書」を策定しました。

さらに令和 5（2023）年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、「自治体 DX 推進計画に基づき、デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革等、行財政の効率化につながるデジタル化の取り組みを推進する」との記載がなされました。これらの動向を踏まえ、令和 5（2023）年 11 月、推進計画は「自治体 DX 推進計画【2.1 版】」として改訂されました。推進計画では、組織体制の整備やデジタル人材の確保などの推進体制の構築に加え、重点取組事項として以下が示されています(図２－７)。

① 自治体フロントヤード*改革の推進

② 自治体情報システムの標準化・共通化

③ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

④ セキュリティ対策の徹底

⑤ 自治体の AI*・RPA*の利用推進

⑥ テレワークの推進

【図２－７】自治体 DX 推進計画等の概要

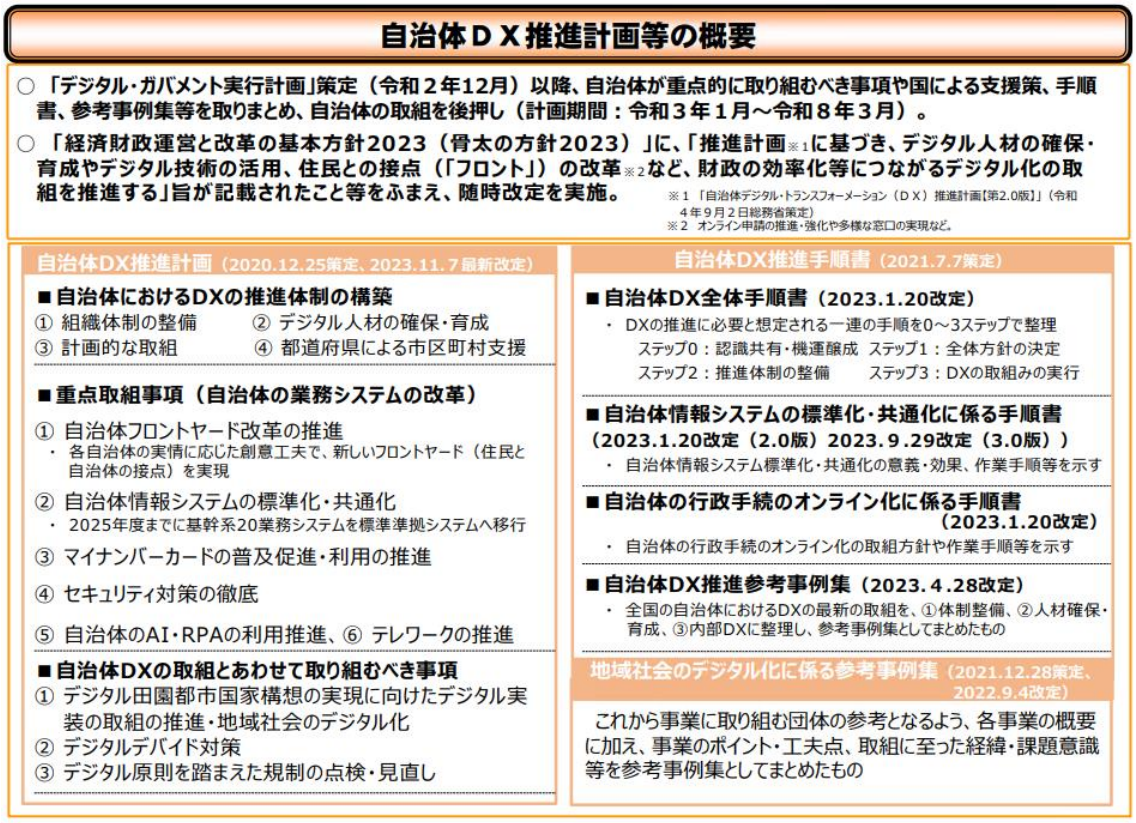

出典：総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000919540.pdf)

２.２.（３）デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和３（2021）年 12 月、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組む羅針盤となる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下、「重点計画」とする。）を策定しました(図２－８)。

重点計画は令和５（2023）年６月に改訂され、デジタルにより目指す社会は国民生活の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、データを最大限活用しながら、安全・安心を前提とした「人に優しいデジタル化」であるべきとしています。そして誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会を目指すための姿として、以下が示されています。

① デジタル化による成長戦略

② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

③ デジタル化による地域の活性化

④ だれ一人取り残されないデジタル社会

⑤ デジタル人材の育成・確保

⑥ DFFT*の推進をはじめとする国際戦略

【図２－８】デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

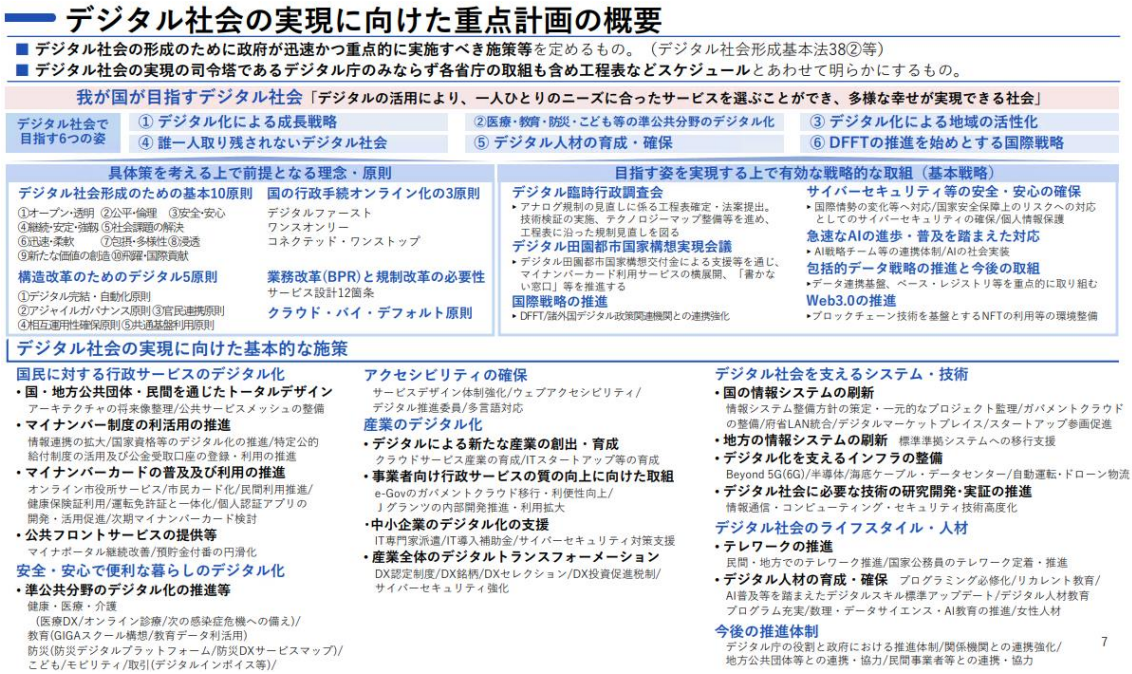

出典：デジタル庁ホームページ(https://www.digital.go.jp/policies/riority-policy-program#goal)

2.3 前計画の評価と検証

2.3.（1）前計画の評価

前計画である「千曲市 ICT 活用ビジョン 2023」（以下、「前計画」とする。）では、基本方針「デジタル技術の活用で 快適に暮らせる共創都市 千

曲」のもと、4 つの基本目標、9 つの施策、さらに各施策を推進する取り組みとして 32 の事業を設定し、取り組んできました。

各事業における事業計画の進捗状況の集計一覧は、次のとおりです。達成度欄は、概ね目標を達成したものを「◎」、目標を大半達成したものを「○」、事業の見直しなどで目標を達成していないものを「△」としました。

また、事業ごとに振り返りを行い、取り組みが完了したもの（完了した取り組みのほか、構築したシステムの運用等、取り組みは継続するものを含む）、取り組み内容を拡充・修正して継続していくもの、事業の見直し等が必要なため、取り組みを中断するものに整理しました（図２－９）。

【図２－９】千曲市 ICT 活用ビジョン 2023 の取組結果一覧

項番	分野	区分	事業名称	達成度	取り組み状況等	次期計画への取り組み予定			担当課
						完了（目標を達成）	継続（事業を修正）	中断（事業の見直し）	
1	利用者の視点に立った行政サービスの提供	重点事業	行政手続きのオンライン化	○	これまで運用してきた「ながの電子申請」に加えて、国が運用する「ぴったりサービス」でも電子申請可能な手続きを順次開始した。今後も申請可能な手続きを増やしていく必要があるため、継続対応とする。		●		情報政策課
2		重点事業	オンライン決済による証明書交付請求サービスの導入	○	年々請求件数は増加しているが、未だオンライン決済による証明書交付請求サービスの利用件数が少ない状況となっている。	●			税務課
3			オンライン決済を利用した収納チャネルの拡大	○	令和3年4月より、市県民税、固定資産税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料、保育料などについて、スマホ決済として利用率の高い「PayPay」及び「LINEPay」による納付を可能とした。	●			債権管理課
4			マイナンバーカードの交付時間の短縮	◎	令和3年5月からインターネットを利用したマイナンバーカード交付予約システムの運用を開始し、市民は予約した時間に待つことなく窓口で交付を受けられ、職員はカード交付の事前準備ができるようになり、カード交付における窓口滞在時間が短縮された。	●			市民課
5		重点事業	コンビニ証明書交付サービスの利用促進	◎	国の「マイナポイント事業」により、マイナンバーカード取得者が増加、それに伴いコンビニ証明書交付サービスの利用も増加し、目標値を上回った。	●			市民課
6			ICTを活用した個別保健指導の推進	◎	国保データベースシステムから提供される健診・医療・介護の情報を、健康分析システムへ取り込むことにより、地域特有の健康課題の分析や、一人ひとりの保健指導に活用している。	●			健康推進課
7			防災情報提供の充実	○	防災情報については、屋外告知放送・ホームページ・SNS・メール配信サービスなどの様々な情報伝達手段を使用して市民に広報を実施しています。また、屋外告知放送の難聴地域には、順次子局を増設するなどして対応を行っていく。	●			危機管理防災課
8			災害時等情報共有システムの構築	△	他自治体の事例研究及び導入の検討をしており、引き続き、災害時情報共有システムの導入に向けて研究・検討する。		●		危機管理防災課
9			クラウドサービスを活用した教育向けICT講習の拡充	◎	指導主事による各校訪問及びICT研修により、授業支援システムへの利用率の大幅な向上が見られた	●			教育総務課
10			公共施設における公衆無線LANを活用した事業の推進	○	分館長及び高齢者を対象とした研修会や講座を開催しており、今後も継続的に運営を行っていく。	●			生涯学習課等
11	多様な情報発信ツールの活用と官民連携によるまちづくり		市議会のインターネット映像配信	◎	「千曲市議会公式YouTubeチャンネル」を開設、令和3年9月定例会からインターネット上で録画映像の配信を開始し、本会議や一般質問の様子をパソコンやスマートフォン等で視聴することが可能となった。	●			議会事務局
12			利用者目線で発信する子育て支援情報の充実	◎	令和5年10月からアプリの運用がこども未来課から健康推進課に移管。子育て情報の発信のほか、現在人数制限している子育て支援センターの予約状況確認など利便性の向上を図り、登録者数が増加している。	●			こども未来課

項番	分野	区分	事業名称	達成度	取り組み状況等	次期計画への取り組み予定			担当課
						完了（目標を達成）	継続（事業を修正）	中断（事業の見直し）	
13	多様な情報発信ツールの活用と官民連携によるまちづくり	重点事業	LPWAを利用した水路監視システムの導入	◎	外部向け（住民等）にクラウドサーバ等にて観測データ等の運用を開始するシステム改修が完了し、令和5年7月より住民向けに公開を開始した。	●			農林課
14			外部の行政サービスと連携したホームページ管理システムの更新	◎	クラウド対応したシステムへのリプレースにより、高齢者や障がい者等へのアクセシビリティに配慮した情報発信、また災害時・緊急時における継続的な情報発信が可能となった。	●			情報政策課
15			動画を活用した文化施設の宣伝活動	△	運用体制が整っていない。運用方針や運用体制の再検討が必要である。			●	文化課
16		重点事業	オープンデータの充実、活用の推進	△	市公式ホームページ上にて6分野18件（公共施設一覧、避難場所一覧、人口推移等）を公開している。また、インターネットサービスでのバス路線の経路検索を行うためのGTFSデータの整備を行い、市内バス路線の検索が可能となった。		●		情報政策課
17			マイナンバーカードによる新たな利活用施策の導入検討	△	マイナポータルを活用した介護、子育てワンストップサービスによる行政手続きのオンライン化を行うため、システムの改修およびマイナポータルへの手続きの搭載等を行った。 また、マイナポイント申請と連動した保険証利用申込、公金受取口座申込の申請支援を継続的に行った。		●		情報政策課
18			オンラインを活用したICT相談支援体制の充実	○	市民交流センターにおいて、定期的にパソコン、スマホ講座等を継続して実施している。また、プッシュ型の情報発信施策として、LINE公式アカウントを開設したほか、各種連続講座、教室においてもアカウントを開設、コミュニティごとの情報発信を強化し、市民の交流を促進した。	●			市民協働課
19	業務のスリム化・効率化による行政マネジメントの推進	重点事業	行政文書の電子化及び電子決裁基盤の導入	◎	視察等を含め導入の検討を行い、長野県市町村自治振興組合による共同調達事業へ参加し、令和6年4月からの稼働に向けて準備をしている。	●			総務課
20			テレワークの推進	◎	IPA（独立行政法人情報処理推進機構）およびJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が提供する「自治体テレワークシステム」を導入し、令和4年8月より運用を開始した。	●			情報政策課
21			コミュニケーションツールを活用した業務効率化の推進	○	テレワーク中の職員とのコミュニケーションを含め、庁内での円滑なコミュニケーションの活性化を図るためのチャットツールの導入を行った。	●			情報政策課
22			スマート議会の実現	◎	令和３年６月定例会よりタブレットの運用を本格化し、定例会や臨時会、委員会時の資料をペーパーレス化することで、コストの削減、事務の効率化につなげている。	●			議会事務局
23		重点事業	RPAツールを活用したBPRの推進	△	県の先端技術活用推進協議会内のRPAワーキンググループに参加し、情報収集を行ったほか、庁内でも勉強会を開催するなどし、導入希望業務の調査を行ったが、対象業務の選定が進まなかった。		●		情報政策課
24			会議録作成支援システムの導入	◎	長野県自治振興組合による会議録作成システムの共同調達に参加し、令和4年8月より運用を開始した。	●			情報政策課
25			学校給食管理システムの導入	◎	長野県市町村自治振興組合による共同調達事業へ参加し、学校徴収金管理システムを導入した。現在徴収金管理について網羅できている。	●			学校給食センター
26	未来を支える情報基盤の確立		情報共有基盤の構築	△	現在運用中の情報共有基盤の更新に向け、情報収集を行っている。		●		情報政策課
27		重点事業	情報システムの標準化・共通化に対応した自治体クラウドの推進	○	令和7年度の基幹系システム標準化への移行、ガバメントクラウドの乗り換えに向けて準備を進め、行政手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化の推進に取り組んでいる。		●		情報政策課
28			公衆無線LAN環境の拡充	◎	公共施設8施設（公民館、歴史文化財施設等）への公衆無線LANサービスの構築、また文化会館3施設に既設の公衆無線LANサービスについて、市庁舎および公共施設8施設と一体的なサービスへの移行を行った。	●			情報政策課
29			DX推進体制の整備	○	「千曲市情報政策推進本部」の仕組みを活用し、各課より選出した情報化リーダーによるDX推進体制の整備を行った。	●			情報政策課
30			データ利活用のためのデジタル人材の育成	○	外部有識者をDX推進アドバイザーとして委託し、各課より選出した情報化リーダーへのDX基礎研修等を行った。継続的に研修等を実施することで、計画的にデジタル人材の育成を図る。		●		情報政策課
31			ICT業務継続計画の作成	△	他団体の事例を研究し、運用中のCSIRT設置要綱や情報セキュリティ緊急時対応計画との整合を図り、計画の策定を行う。		●		情報政策課
32			情報セキュリティマネジメントの実施	△	他団体の事例を研究し、運用中のCSIRT設置要綱や情報セキュリティ緊急時対応計画との整合を図り、監査方針の検討を行う。		●		情報政策課

２.３.（２）基本目標別の具体的な検証

利用者の視点に立った行政サービスの提供

マイナンバーカードの普及に向けた取り組みにより、コンビニエンスストアでの証明書等の発行数が増加したほか、スマートフォンアプリを使用した税関係証明書が取得できるようになるなど、市民の利便性が大きく向上しました。

また、マイナポータル*内の「ぴったりサービス*」においても、マイナンバーカードを活用して子育て、介護関係の手続きや、転出・転入などの手続きも電子申請で可能となりました。

今後も、より市民に身近な手続きを中心に電子申請可能な手続きを増やし、市民の利便性向上を図っていく必要があります。

多様な情報発信ツールの活用と官民連携によるまちづくり

スマートフォンやタブレット端末の普及により、個人が情報を得やすくなってきたこともあり、各々の情報取得手段に合わせた情報の発信を進めてきました。

一方で、マイナンバーカードの普及に伴うカードの利活用施策の検討や、オープンデータ*の拡充については、施策の検討の推進や当初設定した成果目標を達成することができませんでした。今後は、マイナンバーカードの利活用シーンをさらに拡大し、住民との接点を充実させる必要があるほか、住民との接点の多様化（オムニチャネル*化）を進めていく必要があります。

業務のスリム化・効率化による行政マネジメントの推進

国が示す推進計画では、デジタル社会の構築に向けた取り組みを着実に進めていくために、デジタル技術や AI 等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

AI の活用やテレワークの推進、また電子決裁システムの導入決定など、業務の効率化に寄与する取り組みが進んだ一方で、BPR*をはじめとした業務の見

直しを進めた上での RPA の活用等については、さらに積極的な取り組みが必要であると考えます。

未来を支える情報基盤の確立

市内公共施設への公衆無線 LAN サービスの構築を行うことで市民サービスの向上を図ったほか、『自治体 DX 推進計画』に定められた情報システムの標準化・共通化に向け、現行システムと標準化・共通化システムとの機能比較などの準備に取り組んできました。

一方で、情報システムの安定的な運用のための ICT*業務継続計画の作成等、当初設定した成果目標を達成することができませんでした。これらの取り組みについては、成果目標の達成のための適切な取り組みを計画し、管理していく必要があります。

また、地域のデジタル化を推進していくうえで必要なデジタル人材の育成については、今後も強力に推し進めていく必要があります。

第３章　基本方針・目標

３.１　基本方針

『デジタルの力で　未来を描く共創都市　千曲』

あらゆる世代、あらゆる産業を対象として社会全体にデジタル化によるメリットを誰一人取り残さない形で広く行きわたらせていくことで、人々がデジタル化による新たな価値を享受し、安心で便利に活動できる持続可能な新しい千曲市を目指していきます。

３.２　基本目標

基本方針「デジタルの力で　未来を描く共創都市　千曲」に向けて、以下の４つの基本目標を定め、施策を展開していきます。

基本目標１　市民目線・利用者目線の人に優しい DX

デジタルに不慣れな方、年齢や障がいの有無にかかわらず、分かり易く使い易い利用者視点に立った、誰もが DX による恩恵を受けられるような取り組みを推進します。

基本目標２　地域の発展に向けた情報発信手段の多様化と官民連携によるまちづくり

情報入手手段の多様化に対応し、効率的かつ効果的な情報発信を実現するために、SNS 等のツールの活用を強化します。また、デジタル技術を活用した行政と市民の連携により、行政・地域課題の解決を推進します。

基本目標３　行政の業務効率化と働き方改革

人口減少と少子高齢化が進む中、限りある経営資源で持続可能な行政サービスを提供し続けていくため、業務の自動化・省力化を図り、職員がより市民・地域に向き合うことができる体制を整えます。

基本目標４　安全・安心な情報基盤の確立

市民の個人情報や情報資産をサイバー攻撃*等から守るために、情報セキュリティ対策を強化し、情報システムの安定的な運用に取り組むとともに、デジタル技術を積極的に活用できる人材の育成を進めていきます。

第４章　DX 推進の作業手順

４.１　課題解決に向けた具体的作業手順

DX 施策の検討と BPR の実施はセットです。仕事の進め方を変革し、実効性の高い DX を目指します（図４－１）。

市役所の担当部署を中心に、BPR 全般を担当する行政マネジメント室及び技術サポートと情報系 BPR の推進を支援する情報政策課が連携して庁内調整会議を開催するなど、庁内が一丸となって推進します。

【図４－１】業務の見直しの考え方

1　現状等に関する理解	地域・市民の現状に関する正しい理解と共有
2　目指す姿の検討	地域の目指す姿を描いて共有し、地域との合意を形成
3　課題の明確化	地域の目指す姿と現状とのギャップ（課題）を明確化
4　(DX)施策の検討	課題の解決に向けた施策を検討
5　BPR の実施	施策の効果を最大化するための現状の可視化や業務の抜本的な変革
6　(DX)施策の実行	効果的な課題解決につながるよう、予算や人員を適正に管理
7　施策の評価	実施した施策の効果等について、データに基づき評価し、施策の改善を実施

４.２　ICT の導入検討にあたっての注意点

「千曲市 ICT 調達ガイドライン」に基づき、BPR 作業の過程で把握した、「ICT を用いて解決を図る課題」に最適なシステム等の選定を行います。

ICT 活用にあたっては、費用対効果が継続的に得られること、その他の手段（アナログな手段を含む）で安価かつ効率的な選択肢が無いこと、将来に渡り、一定規模以上の処理需要が見込めることなど、十分な検討を経てから、システム導入や機器の選定に関する決定を行う必要があります。

人口減少により生産年齢人口が大きく減少すると予想されている千曲市では、それに連動して財政状況がさらに厳しくなることが予想されるため、デジタルで処理する業務と、人の手で行う業務を明確に区分し、大切な市民との接点（タッチポイント）を維持しつつ、将来的な財政状況に配慮して、効果や需要に見合わないシステム導入は原則行わないなど、市にあったデジタル化の推進に心がける必要があります。

また、他の部署との連携により全体最適化が図れる業務については、部署内業務の部分最適化のみを考えず、市民の利便性向上の視点を重視して横連携の体制を構築して進めていく必要があります。

４.３　実施計画策定と進捗管理

前計画では、基本目標に紐づく施策ごとに事業（アクションプラン）をまとめ、重点事業とその他に分けて様式を用いて進捗管理を行ってきました。

これまでの管理項目には、BPR 実施により把握した課題の整理と解決方策が未記載であり、あるべき姿としての目標が曖昧なため、目標実現のための施策の解像度が十分に高められていない事業も見受けられました。

それを受けて、明確な目標に基づいた BPR で把握された課題を、より具体的な事業に落とし込んでいくことができるよう様式を改め、正確な現状把握による適切な進捗管理を実施します。

毎年度の進捗管理状況については、各課において別途作成する進捗管理票により、千曲市情報政策推進本部において進捗状況の評価の確認と次年度以降の改善施策等を明確にします（図４－２）。

【図４－２】進捗管理・計画推進体制

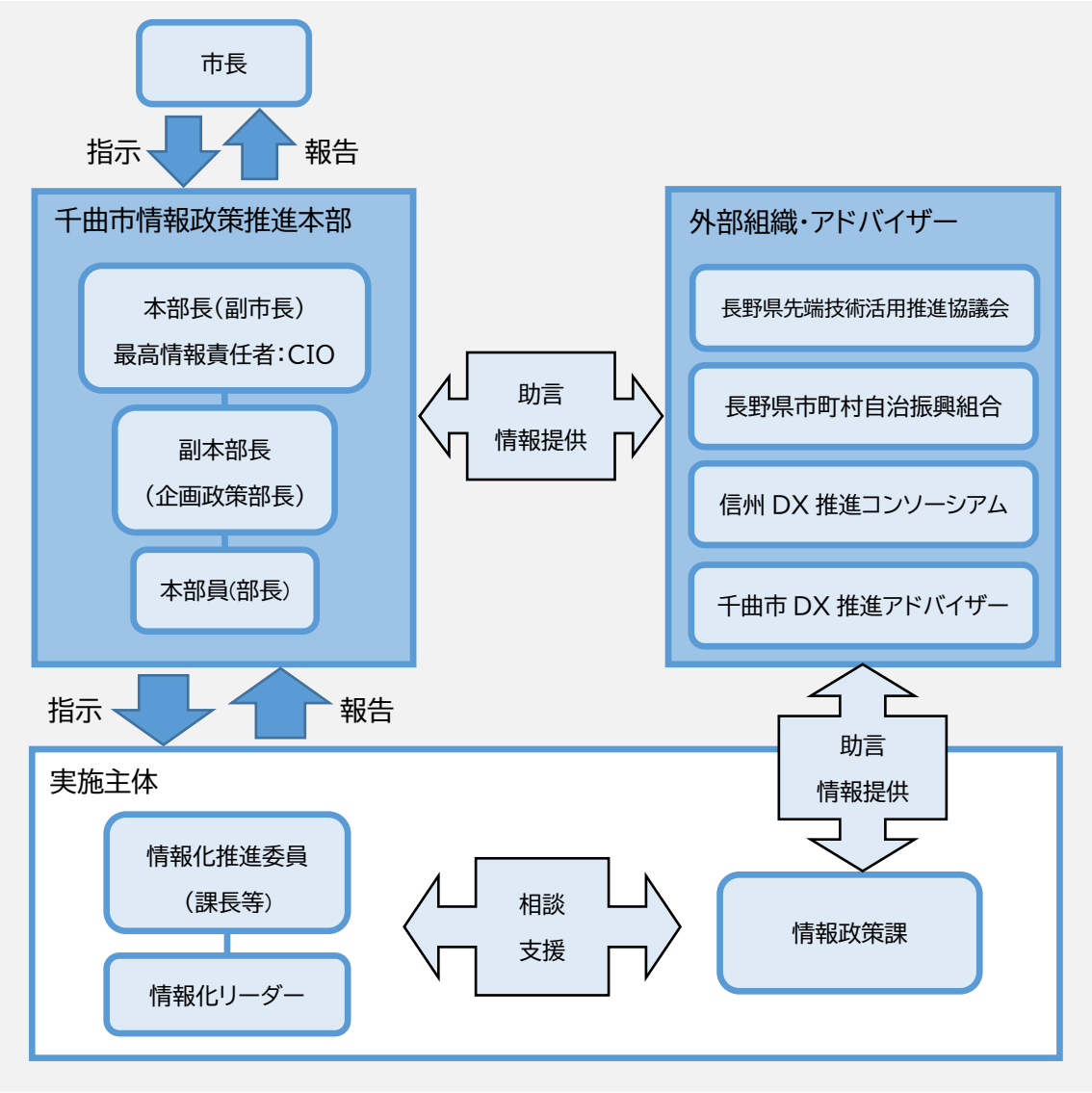

第５章　各基本目標における主な施策

基本目標１　市民目線・利用者目線の人に優しい DX

施策①　行政手続きのオンライン化

目指す姿	行政手続を市役所の窓口に行くことなく、いつでも・どこでも・簡単にスマートフォン等からオンラインで行うことができ、手続きに係る負担が軽減されています。		
現状・課題	・本市では、長野県及び県内市町村が共同で利用する「ながの電子申請サービス」による電子申請を受け付けているほか、スポーツ施設の利用予約、図書館の図書貸出予約等について個別システムで電子申請を受け付けています。 ・子育てに係る手続きに続き、令和 4（2022）年度から順次、介護に係る手続き及び転出入に係る手続きについて、マイナンバーカードを利用した「ぴったりサービス」での電子申請を開始しました。 ・市の手続き全体では、オンライン化されているのは一部にとどまり、従来通りの紙による申請が多くの割合を占めています。		
事業の方向性	・利用者の利便性向上という視点に立ち「ぴったりサービス」と本市が導入している電子申請サービスとの役割分担を整理し、申請件数の多い手続から順次オンライン化していきます。 ・受け付けた申請の審査・決済・通知までを一貫してデジタルで処理することにより、事務処理の効率化を目指します。		
計画	**令和 6（2024）年**	**令和 7（2025）年**	**令和 8（2026）年**
	・本人確認を必要としない手続きのオンライン化	・本人確認を必要としない手続きのオンライン化 ・マイナンバーカードによる本人確認が必要な手続きのオンライン化	・本人確認を必要としない手続きのオンライン化 ・マイナンバーカードによる本人確認が必要な手続きのオンライン化

施策②　窓口改革

目指す姿	市役所の窓口が高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人にわかりやすく便利になり、各種手続きにかかる時間が削減されています。		
現状・課題	・多くの窓口では各種申請や届け出に際して、申請書の作成が必要であり、特に転入に伴う各手続きでは、氏名、住所等を手続ごとに何度も記載しなければならない状態となっています。 ・市の窓口や公共施設において、手続きに係る手数料や施設の利用料等の決済手段は現金となっています。 ・一方で、市税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、保育料等については、キャッシュレス決済サービスによる納付が可能となっています。		
事業の方向性	・行政手続きのオンライン化を推進する一方で、窓口に来庁される市民の負担軽減および職員の業務効率化を図るため、申請書等の作成支援システム（書かない窓口）の導入を検討します。 ・窓口や公共施設における手数料、利用料の支払いについてキャッシュレス化を推進し、多様な支払い手段に対応します。		
計画	**令和 6（2024）年**	**令和 7（2025）年**	**令和 8（2026）年**
	・書かない窓口システムの導入の検討 ・キャッシュレス決済の検討	・書かない窓口システムの導入 ・キャッシュレス決済の導入	・書かない窓口システムの運用 ・キャッシュレス決済の運用

施策③　マイナンバーカードの利活用推進

目指す姿	住民の視点に立ち、マイナンバーカードの利活用シーンが更に拡大されるとともに、住民との接点が多様化され、自宅や庁舎窓口など様々な場所で手続きが可能となっています。
現状・課題	・平成 29（2017）年 1 月から、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機から、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄本を取得できる「コンビニ交付」を導入しています。 ・令和 3（2021）年 11 月から、マイナンバーカードとスマートフォンアプリを利用して税関係証明書（所得証明書、納税証明書、軽自動車税納税証明書）の取得が可能となっています。 ・子育て、介護に係る手続き及び転出入に係る手続きについて、マイナンバーカードを利用した「ぴったりサービス」での電子申請を受け付けています。
事業の方向性	・マイナンバーカードの本人確認機能を活用したオンライン申請の拡大を推進します。 ・窓口において、マイナンバーカードに格納された本人情報が自動的に入力されるような仕組みの構築を検討します。

	令和 6（2024）年	令和 7（2025）年	令和 8（2026）年
計画	・マイナンバーカードの取得・活用に関するサポート ・マイナンバーカードを活用した事業の実施	・マイナンバーカードの取得・活用に関するサポート ・マイナンバーカードを活用した事業の実施	・マイナンバーカードの取得・活用に関するサポート ・マイナンバーカードを活用した事業の実施

施策④　デジタルデバイド*対策

目指す姿	社会全体のデジタル化が進む中、高齢者をはじめとした誰もがそれぞれの状況にかかわらずデジタル機器・サービスを活用できています。		
現状・課題	・令和 4（2022）年度から、国の「デジタル活用支援推進事業」を活用して、デジタルに不慣れな方へのスマートフォン利用支援のための教室を開設し、誰もがデジタル技術の利便性を実感できるように支援しています。		
事業の方向性	・デジタルツールは難しいという理由で活用を敬遠されている方にその利便性について実感してもらうため、引き続きスマートフォン教室を実施するほか、地域の様々な団体等と連携して身近な場所で安心して支援を受けられる仕組みを検討します。 ・市のホームページやオンライン申請の画面など、市民が閲覧・操作する接点は使いやすいものであることが重要となります。そのため、本市が提供するこうしたサービスの UI*／UX*を継続して改善していきます。		
計画	**令和 6（2024）年**	**令和 7（2025）年**	**令和 8（2026）年**
	・スマートフォン教室の開催 ・ホームページ等の改善	・スマートフォン教室の開催 ・ホームページ等の改善	・スマートフォン教室の開催 ・ホームページ等の改善

基本目標２　地域の発展に向けた情報発信手段の多様化と官民連携によるまちづくり

施策⑤　多様な主体による地域課題の解決

目指す姿	市民・企業・自治会などの多様な主体が市役所と気軽にコミュニケーションを行うことができ、実態に即した多くの情報が収集・分析されることで的確な課題の抽出及びその解決が行われています。
現状・課題	・本市では、公式ホームページの他、長野県及び県内市町村が共同で利用する「ながの電子申請サービス」により市政や行政サービスへの問い合わせや意見を受け付けています。 ・令和 4（2022）年より、誰でも、いつでも気軽に事実やデータに基づく意思表示ができ、政策形成プロセスに参加できる「ポリネコ！CHIKUMA」の運用を開始しています。
事業の方向性	・公式ホームページや SNS、ポリネコ！CHIKUMA 等の多様な媒体を通じて市と市民との双方向のコミュニケーションを強化することで、地域の状況を把握し、必要な支援や対応に繋げていきます。 ・地域課題の解消に資するデジタル技術を活用した新たなサービスの共創に取り組みます。

計画	**令和 6（2024）年**	**令和 7（2025）年**	**令和 8（2026）年**
	・地域とのコミュニケーションによる状況の把握 ・地域課題の解消の検討	・地域とのコミュニケーションによる状況の把握 ・地域課題の解消の検討	・地域とのコミュニケーションによる状況の把握 ・地域課題の解消の検討

施策⑥　オープンデータの活用

目指す姿	地域における最大のデータホルダーである市の保有するデータを誰でも自由に利用できるようにすることで、社会問題の解決や行政サービスの利便性の向上など、データを活用した新たな価値が創出されています。
現状・課題	・市の保有するデータをオープン化するオープンデータについては、令和 3（2021）年 1 月より、データの公開に向けて市公式ホームページに「オープンデータの取り組み」というページを開設しました。 ・本市ホームページ上の千曲市オープンデータ一覧ページにおいて、人口や施設、防災など 6 分野の各種データをオープンデータとして公表しています。
事業の方向性	・国が提供しているオープンデータの取り組みを促進する各種ガイドラインや公開を推奨するデータセット等を参考として、公開するデータの量をさらに拡大するとともに、データの連携や活用等における利便性向上のために、機械判読性の高い形式によるデータの公開に取り組みます。

	令和 6（2024）年	令和 7（2025）年	令和 8（2026）年
計画	・オープンデータ化する対象の検討 ・活用事例の調査	・オープンデータ化する対象の検討 ・活用事例の調査	・オープンデータ化する対象の検討 ・活用事例の調査

基本目標３　行政の業務効率化と働き方改革

施策⑦　情報システムの標準化・共通化

目指す姿	自治体の情報システムの標準化・共通化の取り組みを推進するため、令和 3（2021）年 5 月に可決・成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、情報システムの標準化対象となる事務について、国が定める標準化基準に適合したシステム及び国が整備するクラウド*を活用して情報システムを利用します。		
現状・課題	・令和 2（2020）年 11 月より、県内 3 市による基幹系情報システム 22 業務の共同利用をスタートし、事務の標準化、様式の統一化、委託仕様の見直しにより、全体経費の削減と、バックオフィス*機能の向上に取り組んでいます。		
事業の方向性	・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準化対象業務の情報システムについて、令和 7（2025）年度を目途に、標準準拠システムへ移行します。 ・システム標準化を単なるシステム更新にとどめることなく、行政手続きのオンライン化を前提とした業務プロセスの見直しや、AI・RPA 等を活用した住民サービスの向上と職員負担の軽減を図ります。		
計画	**令和 6（2024）年**	**令和 7（2025）年**	**令和 8（2026）年**
	・システム移行に向けた検討	・システム移行	・システム運用

施策⑧　BPR の取り組みの推進

目指す姿	地域社会と密接にかかわる自治体業務の抜本的な改善により、住民サービスの質の向上と、情報システムの全体最適化が実現されています。		
現状・課題	・現在の業務の全体像が把握できていないため、業務課題の把握が必要な状態です。 ・業務プロセスの見直しにあたり、デジタル技術を用いて業務の効率化を図るためには、デジタル技術についての知識や業務を分析する力が必要であり、こうした人材が限られていることから BPR の推進に至る事例が少ないのが現状です。		
事業の方向性	・市民と市役所の間のフロントヤード部分だけでなく、市役所内部のバックオフィスも含めた業務プロセスの見直しを行い、各業務においてデジタルを前提とした最適な手法の検討を行います。 ・業務のデジタル化は行政サービスの向上を実現する上での手段であると認識し、サービスデザイン思考*による BPR に取り組みます。 ・各業務の現場と伴走し、デジタル技術を活用した業務改善を進める体制について検討します。		
計画	**令和 6（2024）年**	**令和 7（2025）年**	**令和 8（2026）年**
	・業務フローの評価 ・業務の再構築及び結果の評価	・業務フローの評価 ・業務の再構築及び結果の評価	・業務フローの評価 ・業務の再構築及び結果の評価

施策⑨　AI・RPA の利用促進

目指す姿	デジタル技術の活用により、市役所の内部事務作業の効率化・自動化が推進され、職員が市民生活に直接かかわるコア業務（相談業務や政策・企画立案等）に注力できています。
現状・課題	・令和 4（2022）年に AI を活用した会議録作成システム及び市公式ホームページ上で閲覧者からの質問に答える AI チャットボットを導入し、業務の効率化に取り組んでいます。 ・RPA 導入に関する県の勉強会に参加し、導入の検討を行っています。 ・文章生成 AI*（ChatGPT*）の試行運用を開始し、議事録の要約、あいさつ文の作成等に活用しています。
事業の方向性	・RPA の導入にあたっては、単に業務の一部を自動化するのではなく、業務プロセスを分析して処理手順を再定義する、業務プロセスの「見える化」を行うことで効率的な活用を推進します。 ・このため、各業務の業務改革（BPR）を行い、AI・RPA などのデジタル技術の活用により効率化が見込まれる業務から順次導入を進めていきます。

	令和 6（2024）年	令和 7（2025）年	令和 8（2026）年
計画	・RPA 対象業務の検討・導入	・RPA 対象業務の拡大	・RPA 対象業務の拡大

施策⑩　テレワークの推進

目指す姿	感染症の感染拡大期や、災害発生時における継続性の高い事務処理体制の整備に向けて、在宅による業務を実施できる柔軟な働き方が実現されています。
現状・課題	・令和４（2022）年より一部職員を対象に、テレワークの運用を開始していますが、テレワークの利用が一部の職員に限定されています。 ・テレワークの対象を広げるためには、コミュニケーションツールや決裁システムの見直し等、その他庁内業務の改善が必要となります。
事業の方向性	・テレワークの拡大に向けて、コミュニケーションや合議、決裁、会議開催手法等の従来の業務の見直しに取り組んでいきます。 ・直接出勤しなければならないという文化的風習を無くし、自宅でも仕事ができるという意識改革を推進します。 ・自宅でテレワークを実施することが難しい職員や、端末の準備ができない職員等の個々の課題への対応を検討します。

	令和６（2024）年	令和７（2025）年	令和８（2026）年
計画	・テレワーク実施条件の緩和 ・コミュニケーションツールの拡充	・テレワーク実施条件の緩和 ・コミュニケーションツールの拡充	・テレワーク実施条件の緩和 ・コミュニケーションツールの拡充

基本目標４　安全・安心な情報基盤の確立

施策⑪　情報システムの最適な利活用の推進

目指す姿	最適なシステム環境の構築を実現し、ストレスのない通信環境や、災害時にも業務が止まらない庁内環境が実現されています。
現状・課題	・庁内業務システムはシステム毎に機器が構築されているものが多く存在し、整理統合されておらず、機器の有効活用がされていません。
事業の方向性	・庁内業務システム、パソコン、サーバ機器等の整理統合の他、災害に強いデータセンターやクラウドの活用により業務継続力の向上を図り、庁内の情報システム全体の効率的な利活用を推進します。 ・各種システムの導入又は更新時には、経費の掛かるカスタマイズを抑制するとともに、複数の自治体と業務システムの共同利用を検討します。 ・災害等発生時に滅失するリスクのあるデータの管理方法の包括的な見直しを図ります。

計画	**令和 6（2024）年**	**令和 7（2025）年**	**令和 8（2026）年**
	・庁内環境の見直し ・優先順位に従って更改・整備	・庁内環境の見直し ・優先順位に従って更改・整備	・庁内環境の見直し ・優先順位に従って更改・整備

施策⑫　セキュリティ対策の徹底

目指す姿	行政情報に含まれる個人情報を守るため、デジタル化に対応した十分な情報セキュリティ対策を実施・維持することで、行政サービスが安心・安全に利用されています。
現状・課題	・本市が保有する情報資産を様々な脅威から守るための基本的な考え方をまとめた「情報セキュリティ基本方針」を策定し、同基本方針に基づいた対策を実施するための「情報セキュリティ対策基準」を定めています。 ・令和５（2023）年７月には、高度化・巧妙化するサイバー攻撃等から情報資産を守るため、総務省のガイドラインを踏まえ、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準の改定を行いました。
事業の方向性	・総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、本市の情報セキュリティ対策の徹底に努めます。 ・全職員向けのセキュリティ研修や情報セキュリティ監査を実施することで、セキュリティ対策を徹底していきます。

	令和６（2024）年	令和７（2025）年	令和８（2026）年
計画	・必要に応じた情報セキュリティポリシーの改定 ・情報セキュリティ研修の実施	・必要に応じた情報セキュリティポリシーの改定 ・情報セキュリティ研修の実施	・必要に応じた情報セキュリティポリシーの改定 ・情報セキュリティ研修の実施

施策⑬　デジタル人材の育成

目指す姿	職員のデジタルに関する知識や技術が底上げされ、デジタル技術やデータの活用が進み、市民生活の向上に資するサービスや業務の再構築が行えるようになっています。
現状・課題	・令和５（2023）年度から外部有識者を「DX 推進アドバイザー」として委託し、職員の育成を強化しています。 ・デジタル技術を活用した業務の効率化をはじめとした全庁に渡る取り組みについて、現場の課題解決を図るため、各課に１名の「情報化リーダー」を設置しています。
事業の方向性	・専門知識やノウハウを有する外部人材からの助言を受けられるよう、引き続き国の制度等を活用し、外部専門人材の確保を検討します。 ・DX 推進にあたっては、セキュリティや新たな技術についての知識、データ利活用についての知見が必要であるため、職員の育成を強化し、職員のレベルアップに継続して取り組みます。 ・職員向けの研修として、業務で利用する基礎的なソフトウェアの操作習得を目的としたものや、デジタル技術の専門的な知識の習得を目的としたものなど、多様な研修を実施します。

計画	**令和６（2024）年**	**令和７（2025）年**	**令和８（2026）年**
	・職員研修内容の検討 ・階層別・項目別の研修実施	・職員研修内容の検討 ・階層別・項目別の研修実施	・職員研修内容の検討 ・階層別・項目別の研修実施

用語集

用語	意味
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人の判断や思考を人工的に再現するソフトウェアやシステムのことです。
BPR	Business Process Reengineering の略で、既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、全体的な解決策を導き出すことです。
ChatGPT	高度な AI 技術によって、人間のように自然な会話ができるチャットサービスのことです。
DFFT	Data Free Flow with Trust の略で、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトのことです。
DX	DX とは「Digital Transformation」の略で、スウェーデンの大学教授であるエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることと言われています。
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報処理や通信に関する技術のことです。同じような意味で使われる IT よりも情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションに重きを置いた言葉です。
RPA	Robotic Process Automation の略で、プログラムを使って業務を自動化する仕組みのことです。人の手で時間をかけて行っていた作業を大幅に効率化させることが期待できます。

用語	意味
UI	User Interface の略で、コンピュータとその利用者の間での情報をやり取りするための接点を指し、具体的にはシステムの操作画面や操作方法のことです。
UX	User Experience の略で、製品やサービスからユーザーが得る体験や経験のことです。
オープンデータ	行政や公共機関が保有する公共性の高いデータのうち、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能なルールで公開されたデータのことです。
オムニチャネル	窓口からオンラインまで、あらゆるチャネル（接点）を相互に融合し、複数のチャネルを境目なく運用することです。これにより、多彩な住民ニーズに対応することを指します。
クラウド	ユーザーがインターネットなどの通信回線を通じて遠隔地にあるデータセンター等に用意された情報システムのサービスを受けることを可能にしたコンピュータ技術のことです。
サイバー攻撃	重要なインフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまうサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動のことです。
サービスデザイン思考	サービスが目的通りに機能し、利用者に満足してもらうため、サービスの受け手の立場を考慮した利用者の本質的なニーズに基づき、サービス・業務を設計・開発した上で利用者に使ってもらうという意識のことを指します。
デジタル改革関連法	デジタル社会形成基本法やデジタル庁設置法をはじめとする 6 本の法律から構成される法律です。
デジタルデバイド	情報の格差を意味し、デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生まれる格差のことを指します。
テレワーク	ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を指します。

用語	意味
バックオフィス	住民や法人から申請・手続を受けた際に生じるシム処理のことを指します。
ぴったりサービス	マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用し、手続きをオンラインで行えるサービスのことです。
フロントヤード	自治体と住民との接点となる庁舎窓口や公共施設等のことを指します。
文章生成 AI	AI（人工知能）を活用し、自動で文章を生成する技術及びその製品のことです。
マイナポータル	マイナポータルは、国が運営するオンラインサービスです。子育てや介護に関する行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりします。
マイナンバーカード	プラスチック製の IC チップ付きカードで、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）及び本人の顔写真などが表示されています。 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体のサービス、ぴったりサービスなどの電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用できます。

千曲市ＤＸ推進計画

令和６年９月

発行　長野県千曲市

編集　千曲市企画政策部情報政策課

〒387-8511　長野県千曲市杭瀬下二丁目１番地

TEL 026-273-1111　FAX 026-273-1004

https://www.city.chikuma.lg.jp

E-mail：joho@city.chikuma.lg.jp